

宝島のわだい Treasure Island TOPICS



▲寄港した「ばしふいっくびいなす」

漁船団パレードや 牛深ハイヤでおもてなし

「ばしふいっくびいなす」寄港

9月21日、豪華客船「ばしふいっくびいなす」が日本1周クルーズの途中に乗客242人を乗せ、牛深港に寄港しました。この客船は全長183.4メートル、幅25メートル、総トン数26,594トンで国内の客船としては2番目の大きさを誇ります。この日、乗客らは船内で牛深ハイヤ保存会による牛深ハイヤ踊りの披露や体験を楽しんだほか、牛深のまちの散策や崎津天主堂（河浦町）などの観光も行い、楽しいひとときを過ごしていました。

また、地元住民の体験乗船もあり、参加者約40人は船内の豪華な施設に驚いていました。その後、出港時には地元の漁船16隻による海上船団パレードで、出航する船を見送りました。



▶船内で牛深ハイヤ踊りを体験する乗客たち

若者の視点から地域活性化策を提言

地域づくりインターン事業

8月30日から9月13日まで、東京都近郊の大学生6人が、五和町内で農・漁業体験やフィールドワーク（野外研修）などをする「地域づくりインターン事業」が行われました。五和まちづくり協議会と二江まちづくり振興会が市から委託を受け、都会の若者の視点から地域の活性化策を提言してもらおうと実施したもので、学生たちは干しダコ作り体験などを行いました。同11・12日には報告会が開かれ、学生たちは「これからの地域づくりとイルカウォッチング」などをテーマとした提言や、ツーリズムガイドブックのリニューアルに向けた提案などを発表しました。

参加した学生は、「五和町は第2の故郷になりました。近いうちにまた天草に戻ってきます」と笑顔で話していました。



▲干しダコ作りを体験する学生



◀報告会のようす

天草税務署からの
お知らせ

平成26年1月から始まる記帳・帳簿などの 保存制度の対象者拡大に関するQ&A

平成23年度税制改正により、事業所得等がある個人の白色申告者に対する記帳・帳簿などの保存制度について、平成26年1月から対象者が拡大されます。そこで、その内容についてQ&A形式でご紹介します。

Q1 白色申告者の記帳・帳簿などの保存制度って何？

所得税は、納税者がみずから法律に基づき所得金額と税額を正しく計算し、納税するという申告納税制度をとっています。

このため、1年間に生じた所得金額を正しく計算し申告するには、収入金額や必要経費に関する日々の取り引きの状況を記帳し、また、取り引きに伴い作成したり受け取ったりした書類

や記帳した帳簿などを、保存しておく必要があります。

現行の制度では、個人の白色申告者のうち前々年分または前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人に対しては、記帳・帳簿などを保存しなければならないと定められています。

Q2 対象者が拡大される内容は？

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人（所得税の申告が必要ない人を含む）が対象となります。

ですから、これらの事業を行う人は、事業の黒字・赤字に関係なくすべての人が記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

- 事業所得・・・農業、漁業、製造業、卸売業、小売業またはサービス業などの事業から生ずる所得。
- 不動産所得・・・土地や建物等の貸付などから生ずる所得。
- 山林所得・・・山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡したりしたことによる所得。

Q3 どのようなことを記帳すればよいのですか？また、帳簿などの保存は？

売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載する必要があります。記帳にあたっては、一つひとつの取り引きごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

帳簿などの保存については、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取り引きに伴って作成した帳簿や、受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

なお、帳簿書類の保存期間については、帳簿・書類の種類に応じて右表のとおりです。

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

税務署では、新たな記帳を行う人や記帳の仕方がわからない人のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や、記帳の仕方などを説明する「記帳説明会」を実施しています。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねいただくか、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

【問い合わせ先】天草税務署(電話0969-22-2510)※自動音声案内／本庁・市民税課☎1111内線1144